専決処分の不承認に伴う措置について

令和５年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の不承認について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第４項の「必要と認める措置」として、町民の皆様に対して専決処分の考え方について説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について、次のとおり説明いたします。

令和６年６月１１日

神河町長　山　名　宗　悟

１　専決処分の経緯等について

令和５年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第２号）の繰越明許費について議会の承認が得られなかったものです。

建設残土砂等処分地整備事業について１６，５２３千円を繰越。

これは、令和５年８月２５日に契約した神河町建設残土砂等処分地整備工事が令和６年３月３１日までの工期内に完了することが出来なかったため、地方自治法第１７９条第１項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」ものとし、令和６年３月３１日付けで専決処分いたしました。

２　専決処分後の議会提案について

専決処分については、地方自治法第１７９条第３項により、町長は、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされており、これに基づき、令和６年５月１日開会の第１１８回神河町議会臨時会に報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

３　専決処分の不承認に伴う措置について

地方自治法第１７９条第４項には、「条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」と規定されており、「必要と認める措置」として、町民の皆様に対する説明責任を果たすという観点から、今回の専決処分に至った経緯について、説明させていただくことといたしました。

４　改善に向けた取組について

今回の専決処分の不承認につきましては、当該工事の進捗管理及びその状況説明が不十分であったこと、３月上旬での工期内完了が可能という判断にもう少し精査が必要であったこと、又その結果として第１１７回神河町議会定例会（３月議会）会期中において、繰越明許費の追加提案ができなかったことなどが要因であると認識しています。

今後の業務執行に当たっては、工事現場代理人及び主任技術者等との協議を密にし、進捗管理を十分行うことで契約工期内の完成を順守させるとともに、適切な議案提出に努めてまいります。

５　今後の町政運営について

今回の専決処分の不承認については、町執行部として、結果を重く受け止めております。

今後は、工事請負契約の各条項を尊重し、より適正な事務執行に努めると共に請負業者並びに下請け業者に対する指導の徹底と業者責任についても追及してまいる所存ですので、引続き町政運営に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。